

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--|---|---|
| <p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第3 (第24条第4項関係)</p> | | <p>附 則 (令和6年達示第13号)</p> <p>この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和6年1月2日から適用する。</p> <p>別表第3 (第24条第4項関係)</p> | |
| 勤務時間等規程の規定 | 適用する規定 | 勤務時間等規程の規定 | 適用する規定 |
| (略) | | (同 左) | |
| 第27条 | <p>第27条 短時間勤務特定職員が、次の各号の一に該当する場合（第10号及び第11号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日の日数が2日を超える者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる短時間勤務特定職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。）には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、短時間勤務特定職員が勤務しないことが相当であると認められるとき原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>ア 短時間勤務特定職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該短時間勤務特定職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 短時間勤務特定職員及び当該短時間勤務特定職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該短時間勤務特定職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(16)～(20) (略)</p> | 第27条 | <p>第27条</p> <p>(1)～(14) } (同 左)</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、短時間勤務特定職員が勤務しないことが相当であると認められるとき原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p><u>(ウの場合にあつては、復旧作業等にに従事する住居との往復に要する期間を含む。)</u></p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p><u>ウ 短時間勤務特定職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要なとき。</u></p> <p>(16)～(20) (同 左)</p> |
| (略) | | (同 左) | |

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|---|---|---|
| <p>国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第3 (第15条第2項関係)</p> | | <p>附 則 (令和6年達示第13号)</p> <p>この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和6年1月2日から適用する。</p> <p>別表第3 (第15条第2項関係)</p> | |
| 勤務時間等規程の規定 | 適用する規定 | 勤務時間等規程の規定 | 適用する規定 |
| (略) | | (同 左) | |
| 第27条 | <p>第27条 特定短時間勤務支援職員が、次の各号の一に該当する場合(第10号及び第11号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日の日数が2日を超える者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる特定短時間勤務支援職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、特定短時間勤務支援職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>ア 特定短時間勤務支援職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該特定短時間勤務支援職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 特定短時間勤務支援職員及び当該特定短時間勤務支援職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該特定短時間勤務支援職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(16)～(21) (略)</p> | 第27条 | <p>第27条</p> <p>(同 左)</p> <p>(1)～(14)</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、特定短時間勤務支援職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間 <u>(ウの場合にあつては、復旧作業等に従事する住居との往復に要する期間を含む。)</u></p> <p>ア</p> <p>イ (同 左)</p> <p><u>ウ 特定短時間勤務支援職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要なとき。</u></p> <p>(16)～(21) (同 左)</p> |
| (略) | | (同 左) | |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、有期雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>ア 有期雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該有期雇用教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 有期雇用教職員及び当該有期雇用教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該有期雇用教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(4)～(16) } (略) 2～4</p> <p>(後 略)</p> | <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、有期雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間 <u>(ウの場合にあつては、復旧作業等に従事する住居との往復に要する期間を含む。)</u></p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ }</p> <p><u>ウ 有期雇用教職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要なとき。</u></p> <p>(4)～(16) } (同 左) 2～4</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第13号) この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和6年1月2日から適用する。</p> |
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によつ</p> | <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 } (同 左)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>て勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、時間雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>ア 時間雇用教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該時間雇用教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 時間雇用教職員及び当該時間雇用教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該有期雇用教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(4)～(17) } (略) 2～4 (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間</p> <p>ア 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> | <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、時間雇用教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間 <u>(ウの場合にあつては、復旧作業等に従事する住居との往復に要する期間を含む。)</u></p> <p>ア } イ } (同 左)</p> <p><u>ウ 時間雇用教職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要なとき。</u></p> <p>(4)～(17) } (同 左) 2～4</p> <p>附 則 (令和6年達示第13号) この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和6年1月2日から適用する。</p> <p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 } (同 左)</p> <p>(1)～(14) }</p> <p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間 <u>(ウの場合にあつては、復旧作業等に従事する住居との往復に要する期間を含む。)</u></p> <p>ア (同 左)</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p data-bbox="164 215 799 353">イ 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p data-bbox="137 465 368 533">(16)～(21) (略) (後 略)</p> | <p data-bbox="884 215 1134 248">イ (同 左)</p> <p data-bbox="884 353 1522 461"><u>ウ 教職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要なとき。</u></p> <p data-bbox="858 465 1145 499">(16)～(21) (同 左)</p> <p data-bbox="831 573 1522 680">附 則 (令和6年達示第13号) この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和6年1月2日から適用する。</p> |